

茨市推第 156 号  
令和 2 年 4 月 21 日

各コミュニティセンター  
指定管理者 代表者 様

茨木市 市民文化部  
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の休館等について（依頼）

日ごろから、各コミュニティセンターの管理運営に格別のご尽力とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記について、令和 2 年 4 月 16 日には、国から全ての都道府県に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出されるとともに、13 都道府県（大阪府を含む）について、特に重点的に感染拡大防止の取組を進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」として指定されました。

つきましては、各コミュニティセンターにおいて、現在、休館中であっても、利用申請等に係る受付を実施していただいているところがございますが、市内の感染者数も増加傾向にあること、また、特に重点的に感染拡大防止の取組を進める必要のある「特定警戒都道府県」として指定されていることなどから、利用申請等（キャンセルを含む）の受付を令和 2 年 4 月 22 日（水）から令和 2 年 5 月 10 日（日）まで休止することといたしますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

また、休館及び受付の休止期間中につきましては、施設の利用が一切できませんので、施設の入口等に別途送付する「コミュニティセンターの休館等について」を掲示していただくとともに、この決定に伴う利用者の皆さまへの対応・周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、別途、「コミュニティセンターの休館中に伴う協力依頼事項」を送付いたしますので、できる限り、一週間に一回程度、施設の換気と点検を行っていただくことや、保守点検等における施設の開閉についてご協力いただきますようお願い申し上げます。